政令

農業競争力強化支援法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五号

農業競争力強化支援法の施行期日を定める政令

内閣は、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業競争力強化支援法の施行期日は、平成二十九年八月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業競争力強化支援法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六号

農業競争力強化支援法施行令

内閣は、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十条第一項及び第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公正取引委員会との協議が必要な事業再編）

第一条　農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二十条第一項の政令で定める事業再編は、次に掲げるものとする。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項若しくは第十五条の二第二項若しくは第三項又は第十六条第二項（事業の譲受けに係る部分に限る。）の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならないこととされている事業再編

二　前号に掲げるもののほか、事業再編促進対象事業者の行う事業再編促進対象事業の属する事業分野における適正な競争を阻害するおそれがあるものとして農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令で定める事業再編

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第二条　法第二十五条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十年、据置期間については三年とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十七号まで」を「第十九号まで」に改め、同条第十一号中「第十四号」を「第十六号」に改め、同条第十二号中「第十五号及び第十七号」を「第十七号及び第十九号」に改め、同条中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　沖縄において農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて事業再編を実施する同条第一項に規定する認定事業再編事業者（中小企業者に限る。）農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十五　沖縄において農業競争力強化支援法第二十二条第二項に規定する認定事業参入計画に従つて事業参入を実施する同条第一項に規定する認定事業参入事業者（中小企業者に限る。）農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業参入計画に従つて事業参入を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

2　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の二第二項第二号ホ中「、第十三号及び第十六号」を「から第十五号まで及び第十八号」に改める。

第五十四条の十八第二項第四号中「沖縄振興開発金融公庫の資金」の下に「（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十四号及び第十五号に掲げる資金を除く。）」を加え、「同条第二号」を「独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号」に改める。

第五十六条の二十八第二項第二号中「沖縄振興開発金融公庫の資金」の下に「（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十四号及び第十五号に掲げる資金を除く。）」を加える。

附則第七条第十四項中「第二条第十号」の下に「、第十四号又は第十五号」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二